



スポーツの振興と普及に貢献

美深トランポリンスポーツ少年団は10月8日、文部科学省から生涯スポーツ優良団体として表彰を受けました。同会は昭和56年に設立され、全道全国規模の大会で優秀な成績を収めるとともに、地域のスポーツ振興とスポーツを通じて青少年の健全育成に大きく貢献してきたことが高く評価されました。町内での同表彰は剣道、野球の両少年団に続いて3団体目となりました。

BIFUKA 2004
(平成16年) 11

●まちの動き（9月末現在）
人口／5,712人（-26）・世帯数／2,489世帯（-10）

ホームページアドレス
<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>



資源を大切に—この広報誌は再生紙を使用しています。

美深町の行政改革

～行政改革推進計画策定中～



時代の移りわりと共に社会の情勢は大きく変化していく中で、「まちづくり」についても、その時代に適応した組織のあり方や住民が安心して生活できるよう、常に改革を進めながら取り組む必要があります。

美深町では、平成13年度に第3次行政改革大綱を制定し、平成14年度から平成18年度までの期間を設定しながら行政改革を推進していました。

しかし、この間の市町村合併問題や地方交付税の大額な削減など、美深町のおかれている状況は、計画作成当時と比べ大きく変わっています。

特に市町村合併問題では、上川北部6市町村任意合併協議会の解散、さらに中川郡3町村任意合併協議会の解散の経過を受けて、現行合併特例法の下での合併はせずに当面は単独でのまちづくりを推進する方針を固めました。

こうした状況の中、これまでにも増して効率的で主体的な行財政運営の確立が必要であることから、現在、行政改革大綱の見直し作業が急ピッチで進められているところです。

最終的な計画は12月に出されますが、今回はその作業状況についてお知らせします。

行政改革推進の考え方

市町村合併問題を議論してきた中で、住民主体のまちづくりの必要性が改めて認識されました。自助・互助・公助の理念に基づき、個人が出来ることは個人が、地域で出来ることは地域で、それで出来ないことは自治体が行うという視点に立った、住民参加を進めていかなければなりません。



自治体を取り巻く情勢を踏まえ、平成17年度から向こう5年間の検討課題について整理し、住民の皆さんの理解と協力が得られる行政運営、さらに、組織作りに向かって大胆な行政改革を進めていく考えで立っています。

1 住民参加の推進

まちづくりの基本は、生活者の視点に立った行政の推進です。

行政改革を推進するにあたり、住民参加のまちづくりを基本に位置づけし、行政事務の的確な情報提供を行いながら、住民と行政が役割分担と協力関係を築く仕組みづくりを進めていかなければなりません。

①公正の確保と透明性の向上
②住民参加の意識高揚と機会づくり

2 事務事業の見直し

人口の減少に伴い、将来の組織機構を見据えた職員数の削減が考えられます。現在扱っている事務の今後の必要性について検証を行い、町の規模に応じた事務組織を考えていかなければなりません。

住民参加による自治体経営を目指すことを基本に各種事務事業を見直します。

①事務事業の見直し

②行政サービスの向上と情報化の推進

③経費の節減合理化と財政運営の健全化
④公共工事の公平性とコスト削減
⑤行政評価システムの導入

3 職員体制と行政機構の見直し

人口が減少する中で将来の行政規模や各種業務のあり方を整理し、スリム化した行政組織と機構・職員配置を考え、将来を見据えた計画的な組織づくりと職員体制を検討します。

①事務の機構と体制の見直し
②定員及び給与の適正化

4 議会議員、行政委員会、付属機関等の見直し

今回の行政改革における組織全体の議論の中で、これら機関についても議論がなされます。

5 給付サービスと補助金等の見直し

給付サービス及び補助金等は、平成14年に全面的な見直しを行い進めてきました。

しかし、その後の地方交付税の大額な減額によって町財政に受けれる影響は、これまでの予想を超えるものがあります。このような状

況に対応するため、平成16年度において見直しをすることとします。

給付サービスについては、住民負担と給付・公平の確保という視点に立って見直します。

また、補助金は、事業等を起こす時に一定の支援を行うことにより有効な事業等の遂行を促すものであり、その支援が長期的に行われる性格のものではないという視点で整理する必要があります。

特に各種団体等の運営費的な補助については、自らが負担するとの原則に立って取り扱うことが必要です。

- ①給付サービスの見直し
- ②補助金の見直し
- ③負担金等の見直し

6 住民負担の見直し

住民負担については、所要の経費は受益者自らの負担によるところ基本に、公共料金については各種事業の独立採算を原則とした料金負担、施設使用料等については直接経費の使用者負担を原則とした料金設定に見直します。

7 公共施設の管理等の見直しと業務委託等の推進

将来に向けた適正な施設のあり方を探り、効率的な施設管理と有効利用を図つていかなければなり

ません。また、地方自治法の改正により、民間事業者による公の施設の管理運営が認められる制度（指定管理者制度）になったことを本に施設全体について見直します。

併せて、効率的な行政経営を推進するために、委託業務の有効活用を検討していかなければなりません。現在の業務を見直しするとともに、新たな業務委託について検討します。

①指定管理者制度の導入と民間委託の推進

- ①公共施設の広域利用
- ②公共施設の運営方法の見直し

8 広域事務の推進

小さな自治体においては、これまでのようにすべての事務を単独で処理することは効率性に欠ける経営となります。従って、今までの広域事務の枠を超えて、新たな広域事務を目指すことによる効率的な自治体経営を追求するための検討をいたします。



▶10月22日設置された行政改革協議会

協議会の委員は、自治会や地域関係団体、産業別団体、女性団体の代表者と知識経験者など15名で構成、第1回の協議会では各委員に委嘱状が交付され、行政改革の考え方と今後のスケジュールについて説明されました。

協議会では、12月までに4回の会議を予定し、町が取り組むべき改革課題及び改善方策について協議することとしています。

以上、行政改革の考え方や作業状況について説明しましたが、より多くの町民の皆さんから意見を伺うため、11月中旬から各自治会で予定している町政懇談会の中で、行政改革について協議する場を設けることとしています。

町政懇談会の日程については各町内会長・自治会長と調整していますので、多くの方の参加をいただきますようお願いします。

また、行政改革についてのご意見・ご提言がありましたら、総務課行政改革担当までお寄せください。

■問い合わせ先

役場総務課行政改革担当

TEL 2・1611(内)180

e-mail : b-gyoukaku@town.bifuka.hokkaido.jp



まちづくり出前講座

をご利用ください

	講 座 名
1	町の条例、規則
2	もしもの時の水害対策
3	情報公開制度の概要
4	美深町の総合計画
5	行政改革とは
6	税金のしくみ
7	美深町の財政状況
8	戸籍・住民登録制度とは
9	老後の安心国民年金
10	国民健康保険制度のあらまし
11	各種医療費の助成制度
12	減らそうゴミ進めようリサイクル
13	かしこい消費生活
14	保健事業の紹介
15	食生活を見直そう
16	美深町の福祉サービス
17	介護保険のあらまし
18	美深町の農業政策
19	美深町の水稻、畠作の現状
20	美深町の畜産振興
21	土地改良事業等あらまし
22	美深町の林産業振興
23	農業振興センターの仕事
24	美深町の商工業振興
25	まちの観光
26	美深町の道路整備
27	建築基準法による届け出基準
28	公営住宅の現状
29	美深町の除排雪事業
30	都市計画とは？
31	美深町の上水道
32	美深町の下水道
33	山村留学制度の概要
34	生涯学習のすすめ
35	教育委員会の役割
36	議会の仕組み
37	農業委員会の役割と農地法
38	もしものときに備えて(応急手当や防火訓練)
39	その他

職員を講師（説明員）として派遣する制度で、町政に対する理解と関心を深めていただきとともにまちの将来などについて皆さんと一緒に考えていくことを目的として、昨年10月から実施しています。

町内に住む人で構成された5人以上の団体やグループ（自治会や各種サークル、事業所など）の方を対象としており、受講のためにグループを作つても結構ですので、お気軽にお申込みください。

『まちづくり出前講座』は、町の仕事について、町の職員を講師（説明員）として派遣する制度で、町政に対する理解と関心を深めていただきとともにまちの将来などについて皆さんと一緒に考えていくことを目的として、昨年10月から実施しています。

は、町民の皆さん「もつと知りたい」「わからぬことがある」と思っていることがあります。

■ 講座メニュー

大まかなメニューを左記

のとおり設定していますが、メニューに無くても皆さん希望するテーマにあわせて行う講座も実施いたします。こんなテーマでお話を聞きたいなどのご要望がありましたら、どうぞご遠慮なく申し出ください。

■ 開催時間及び会場

平日の午前9時から午後9時（終了時）までの間で計画してください。また、この「出前講座」は団体やグループなどが主催する学習会に町の職員を派遣する制

度ですので、会場の手配や周知、司会進行などは主催者側で行ってもらいます。

出前講座を利用しようとすると受講希望日の14日前までに総務課町政推進室広報広聴係に備え付けの申込書によりお申し込みください。その際に講座メニューの相談や講師の日程等の協議をさせていただきます。その後、出前講座実施決定書により通知いたします。（なお、講座担当課の業務の関係で開催日時などの希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。）

■ 受講される皆さんへのお願い

◎出前講座では、説明に関する質問や意見交換も行います

ますが、苦情や要望などはご遠慮願います。

◎質問の内容によってはその場で回答できない事項もありますので、ご了承ください。（その場合は後日回答いたします。）

◎開催時間は、当初決定した時間内に終了するようご協力をお願いします。

●問い合わせ・申込み先

役場総務課町政推進室

TEL 2・1611(内)164

e-mail : b-kouhou@town.bifuka.hokkaido.jp

教育長に

山 口 信 夫 氏 選 任（新任）

教育委員会では9月30日、任期満了により同日付で教育長を勇退する本平武士氏の後任として、山口信夫氏を選任しました。

退任あいさつ



前教育長
本平武士

特に教育長に就任しました
平成12年は、明治以来3度目
といわれる教育の大改革を目
前にしており、平成13年度に
は新しい学習指導要領に基づ
く美深町立小学校・中学校の
教育課程編成方針を示し、ま
た、小学校・中学校で使われ
る教科書の選定に数ヶ月を費
やしました。平成14年4月1
日からは学校週5日制の実施
とともに「ゆとり」の中で
「生きる力」を育てる教育へ
このたび、9月30日をもつ
て美深町教育委員会教育長を
任期満了により退任させて頂
きました。

顧みますと、昭和37年美深
町役場に奉職して以来43年に
わたって、皆様方から数多く
のご指導や暖かい励まし或い
はご支援を賜り、今日を迎える
ことができました。深く感謝致し
心から厚くお礼を申し上げます。

就任あいさつ



教育長
山口信夫

このたび、図らずも教育長
の大役を拝命いたしました。
身に余る光栄に存じますが、
もとより浅学菲才であり、そ
の責務の重大さに身の引き締
まる思いであります。

私は、これまで40年間町行
政を担ってきた中で、教育行
政にたずさわったのは2年と
経験も浅く、皆様方からの叱
咤激励を賜りたくよろしくお願
い申し上げます。

いま、市町村は最大の課題
であります行財政改革に直面
しておりますが、教育も例外ではな
く、幼児教育・学校教育・社
会教育のすべての分野において
文部科学省は具体的な検討
を始めており、少子化と情報
化が進む中での時代の要請と
受け止めています。

教育は人づくり、人は国の
財産であります。毎日の報道
を見ると事件・事故の多い世
の中、教育の難しさ、奥の深
さを感じておりますが、同時
に教育には夢と愛情が必要で
あり、与えられた職務に感謝
し、誠心誠意努める覚悟でござ
ります。

町長、町議会をはじめ教育
委員会、学校等教育関係機関、
諸団体、町民の皆様のご指導
とお力添えを心よりお願い申
し上げまして、就任のご挨拶と
いたします。

合併浄化槽で快適な生活と美しい環境づくりを

個別排水事業 平成17年度で終了します

平成8年度から実施してきました個別排水（合併処理浄化槽）事業につきましては、皆さんの深いご理解をいただきこれまでに148基の設置を終えたところです。この事業は、平成17年度で終了するため、残すところ1年5ヶ月となりました。来年度中に設置を希望される方は、本年11月末日までに申し込みを済ませますようお知らせします。

合併処理浄化槽とは

生活雑排水（台所・風呂等）とトイレの污水を合わせて処理するもので、設置するために必要な場所の広さは、縦4m、横2m程度です。この設備を施すと、くみ取り式のトイレを水洗トイレに改修できるほか、生活雑排水をたれ流しにしないため、悪臭やハエ、蚊の発生を防ぐこともできます。

また、これらの水が浄化槽できれいな水に処理されるため、身近な小川や排水路がきれいによみがえり、美しい自然を守ることにもつながります。

設置するための要件

■合併処理浄化槽設置対象
○下水道区域を除く美深町内一円

設置に要する個人負担は

合併浄化槽本体の設置工事及び維持管理（くみ取り・点検・薬品補充・浄化槽協会の検査一年6回検査）については町が負担し、そ

- 主な用途を住宅としている家屋
- が対象となります。

■利害関係者がいる場合

設置希望家屋の所有者と、土地の所有者が違う場合は、土地の所有者等関係者の同意が必要となります。

■処理水の放流先があること

浄化槽設置予定場所の近くに川または、排水路等の放流先があること。無い場合は、ポンプアップ又は地下浸透の方式により処理すること。（用水路の場合は、土地改良区と協議をしてください。）

距離により差が出ます。

③検査手数料 1,000円
■浄化槽使用料と電気料（毎月）

○浄化槽使用料（月当り（税込み）
5人槽（2,520円）
7人槽（2,940円）

5人槽（115,360円）・7人槽（186,430円）・10人槽（214,110円）・15人槽（264,160円）と、規模（現在の居住人数及び住宅の面積によって決定）により町に対して支払う金額が異なります。

■排水施工事費（設置時のみ）

①流入排水施設工事（約60万円
便槽取り壊し・便室改造・便器代・水道工事・屋外配管工事で、家屋の状況により差があります。
②放流排水施設工事（約15万円
浄化槽から放流先までの工事で、

最終年17年度の設置を希望される方は、申請書をお受け取りのうえ、11月末日までに役場建設課上
下水道室にて手続きを済ませてください。
詳しいことは担当にお尋ねください。
申請期限は11月末日

従来の電気使用料にブロワ機器
用として、月1,000円程度が
加算される見込みです。

○10人槽（3,360円）
○電気料

補助金と貸付金制度

新築及び貸付金利用者・補助金対象者等を除く希望者には、補助金・貸付金の制度もありますので、詳しくは担当にお尋ねください。

申請・問い合わせ先
役場建設課
上下水道室下水道係
TEL 2・1611（内）167

※その他上水道に関しては
水道係（内148、167）
に問い合わせください。

自分を見失わないよう1日1日を大切に明るく生活していきたい



ながさき てるこさん
長崎（西2南4）

露しました。

COMカレッジ110美深大学の大学祭が9月22日、文化会館COM100で開催され、学生たちが創作した作品がギャラリーで展示発表されたほか、文化ホールでは各校の学生が踊りや民謡などの実践発表を行い、これまでの活動の成果を披



▲▶それぞれの活動成果を発表

主張発表を行った長崎照子さんは、「痴ほうとなつた自分の母親や、働いている時に知り合ったおばあちゃんとの係わり合いの中から、自分がどう生きていくべきか学びました。」と発表。そして「友達を大切にし、自分を見失わない、自分には絶対負けないで、1日1日を大切に明るく生活していきたい。また、真剣に向き合える趣味を持つことで、自分らしく生きていきたいです。」と話していました。



たかはし やえ
高橋 八重さん
(東5北3)

美深消費者協会主催による第12回消費者生活展が10月2日、文化会館COM100で開かれ、「身のまわりのダイエット」をテーマに、会員たちの手作りによ

るリサイクル品や遊休品の即売会などが行われるとともに、ごみの減量化のためにレジ袋をもらわないマイバック運動を推進する展示コーナーも設けられ、会場は多く町民で賑わいを見せました。

この日会場を訪れた高橋八重さんは「最近マイバックを持つ人増えてきました。私もごみの減量を考え

私もごみの減量を使うようになりました



まつやま みつき
松山 光行さん
(東5北3)

望の森を育てる会（谷口正夫会長）主催の「町民森林浴の集い」が9月23日に開催されました。

この日は秋晴れのさわやかな青空のもと、上川北部の実を見つけるなど、参加者は秋の訪れを体で感じながら森林浴を楽しみました。参加者の松山光行さんは「普段はなかなか来ることができませんが、この集いには毎回参加しています。森づくりセンター指導による枝打ち体験が行われたあと、さっそく公園内を散策。うつすらと色づく木々の中を歩き、キノコや山ぶどうの実を見つけるなど、参加者は秋の訪れを体で感じながら森林浴を楽しみました。」と話していました。

秋のさわやかな1日を満喫

森づくりセンター指導によ

り、整備されていて、とても気持ちよく森の中を散策できますね。」と話してくれました。



▲小さな子どもも参加し森林浴を楽しみました



▲会場は女性を中心に多くの町民で賑わいました

てマイバックを使うようになります。ごみ減量の一歩ですね。」と話してくれました。

交通事故死ゼロ1000日達成

平成14年1月23日から続いている美深町内における交通事故死ゼロの記録日数が、10月19日に1000日を達成しました。

これまで美深町地域安全推進協議会に参画している交通安全団体をはじめ、町内の各団体や地域が一体となつて、交通事故のないみんなが安心して暮らせるま

ちの実現に向け、啓発活動などを継続的かつ地道に取り組んできた結果です。

今後とも、交通安全の意識をより高め、次は150日を一つの目標として、町民一丸となって事故のない安全な地域交通社会を築いていきましょう。

(10月25日現在、記録更新中)



▲全道大会に出場したサッカー少年団のメンバー



美深町特別支援連携協議会設立

国の障害者基本計画に基づき、障害を持つ子供たちに対しても、乳幼児期から学校卒業までにわたって支援する特別支援教育を推進するため、美深高等養護学校を中心に町及び教育委員会をはじめ、町内の教育、医療、福祉の各関係機関が連携し、美深町特別支援連携協議会を発足しました。

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象となる障害だけでなく、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症も新たに含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、医療、福祉、教育の関係機関が一體となり、障害の程度や一人一人の教育的ニーズを把握して個別の教育支援計画を立て、乳幼児期から小・中・高校までの統一した支援を行うものです。

協議会では、山口教育長を会長とした役員体制や今年度の事業計画を決めると

ともに、特別支援教育のあり方について全体で理解を深めました。

今年度については、特別支援教育を必要とする乳幼児、児童、生徒の実態把握を行い、対象となる児童生徒に対する支援体制を検討していくとともに、町内の幼稚園、保育所、小中学校で使用できるよう個別の教育支援計画の作成準備を進めることとしました。また、特別支援教育について理解を深めてもらうための啓発活動もあわせて実施していきます。



▲発足式であいさつする山口教育長

街角カメラ

○ トピックス ○

地域の人の協力を得ながら、子供たちが自分たちの手で育てた作物の収穫祭「大地からの贈り物」が仁宇布小学校で行われました。作物の観察記録や苦労など発表したあと、子供たちが調理した料理を、招待された地域の人や保護者とともに楽しみました。 (9月22日)



稲刈り作業に取り組んでいました。
美深小学校の2年生が、今年の春に自ら植えた稻の収穫作業を行なった。子供たちは餅つきを楽しみにしながら、(9月30日)



今年で第30回となる町民健康マラソン大会が運動広場をスタート地点に開催されました。それぞれ自分のレベルに合わせた距離に173人が挑戦、沿道からの声援を受けながら、参加者は心地よい汗を流しました。 (9月26日)



学校のもつ教育力を地域に還元し、学校と地域のつながりをより深めようと、美深高校で学校開放講座が開かれました。サッカー教室では小中学生を中心に開催され、講師の先生のほか高校生2人も指導にあたり、練習方法や基本動作などアドバイスしていました。 (10月6日)



7月から3ヶ月間行われた文化会館COM100図書室スタンプラリーの認定証交付式が行われました。子供たちに読書に親しんでもらおうと開催されたスタンプラリーには、幼児から小学生まで36人が参加し、期間中の最高は130冊。交付式では子供たちに認定証と参加賞が手渡されました。 (10月20日)

健康寿命を延ばす食生活のヒント

- 液の分泌量が少なくなったり、食事の際の飲み込みがすい。
- 長時間姿勢を保てないなど、食事摂取にも影響を受けや
- 飲み込む力が弱くなり、むせやすくなる。
- 筋力もおとろえるため、
- 歯が弱くなったり、入れ歯のため固いものが食べにくくなる。
- 舌の味蕾細胞（味を感じる細胞）が減るため、塩味・甘味を感じにくくなり、味付けが濃くなりやすい。
- 食欲が低下しやすく、栄養不足になりやすい。
- 年をとることで、食べる機能はどうに変化するのでしょうか？

しつかり食べて 介護予防

「おじゃします！」



在宅介護

支援センターです！

悪くなる。

● のどの渇きが鈍くなり、水分のとり方も少なくなり、脱水の危険性が増す。

● 胃液など消化液の分泌量も少なくなり、消化能力が落ちる。このため、食べ過ぎると消化不良をおこしやすい。

高齢期は食べる機能の変化に注意しながら、栄養をしつかりとることが大切です。食べ過ぎによる肥満やコレステロール値の上昇などが問題となっている中年世代とは異なり、高齢者の食生活は「ご飯と味噌汁ですます」などのかたよった食事による低栄養が問題だか

らです。低栄養は老化を加速させ、生活機能を低下させる危険因子。「年をとつたら食事は淡白で良い」と思いかちですが、ちょっとしたことで体調をくずしやすい高齢期こそ毎日の食事に気を配る必要があります。とくに肉や魚、大豆食品などのたんぱく質をしっかりとりましょう。また、食

が細くなり低栄養になりやすいので注意して、おかずを中心に食べるよう心がけましょう。

在宅介護支援センター

美深町字東1条南4丁目
TEL 9・2201

お気軽にご相談ください

- ヒント1** 3食のバランスをよくとり、欠食は絶対避ける。
- ヒント2** 油脂類の摂取が不足しないように注意する。
- ヒント3** 動物性たんぱく質を十分にとる。
- ヒント4** 肉と魚の摂取は1:1となるようにする。
- ヒント5** 肉はさまざまな種類を摂取し、偏らないようにする。
- ヒント6** 牛乳は毎日200ml以上飲むようにする。
- ヒント7** 食欲がないときはおかずを先に食べ、ご飯は残す。
- ヒント8** 会食の機会を豊富につくる。
- ヒント9** かむ力を維持するために義歯は定期的に点検を受ける。



子どもの 虐待について

最近子どもに関する事件が多く報道されています。その中でも、幼い命が奪われる事件はつらいものがあります。虐待とはどういうもののなか、なぜおこってしまうのか、虐待の定義から虐待について考えてみましょう。

虐待とは、親や親にかかる養育者などが、子どもに対する次的行为をいいます。

①身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

【例】たたく、ける、つねり、なぐる、激しく搖さぶる法律より)

④心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【例】子どもの存在を無視する、おびえさせる、罵声をあびせる、ひどい言葉でなじる、無理強いする等。(児童虐待の防止等に関する法律より)

【例】性的暴行、性関係の強要、ポルノの被写体とする等

③ネグレスト (養育の拒否や放置)

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

【例】食べ物やミルクを与えない、衣服をかえない、学校にいかせない、危険な場所に放つておく、医者にみせない、家に閉じ込める等

虐待といふと、児童だけに目がいきがちですが、虐待は色んな背景が絡み合つて虐待という行為にいたる所以で、決して親や養育者だけが悪くて虐待が起るわけではありません。虐待している方も同じようにつらい思いをし、「助けて欲しい」と言えない、虐待の犠牲者です。

児童にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

【例】性的暴行、性関係の強要、ポルノの被写体とする等

る、振り回す、噛む、しば付ける、首を絞める等

**みんなで虐待防止
まず通告義務をはたそう!**



●旭川児童相談所
TEL 0166・238195

地域での虐待早期発見を考えると、まずは「通告」です。法律の守秘義務で、通告者については、外にもれないように配慮されています。気になる家庭があれば、ためらわずに、まず通告を!

この場合、受ける年金額が65歳から受け始める年金額に比べて減額されます。気に入る家庭があれば、ためらわずに、まず受給を希望し請求した月から65歳になる月の前月までの月数に応じて1ヶ月増すごとに0・7%ずつ高くなります。つまり、請求を行う月によって増額率は異なります。

ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、66歳で受け始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。

◎繰上げ請求について
年金の請求には繰上げ請求・繰下げ請求があります

年
金
窓
口
か
ら

住民課
戸籍年金係
☎2-1611
内線121番

國民年金保険料は忘れずに納めましょ

この場合、受ける年金額が65歳から受け始める年金額に比べて減額されます。気に入る家庭があれば、ためらわずに、まず受給を希望し請求した月から65歳になる月の前月までの月数に応じて1ヶ月増すごとに0・7%ずつ高くなります。つまり、請求を行う月によって増額率は異なります。

ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、66歳で受け始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。

◎繰下げ請求について
66歳から70歳までの希望する年齢から年金を受けることもできます。

こちら警察署

美深警察署
2-1110

冬の交通事故を防ごう

これからは、吹雪や積雪、凍結などの天候や路面状況が悪化する時期です。

運転者も歩行者も、車と心の冬支度を十分に行い、冬道の交通事故防止に努めましょう。

●運転者の皆さんへ

○初冬期の早朝や夕方は部分的に路面凍結となることがあります。日中、日影となつていたところ、橋の上、黒っぽく見える部分等を行ける場合は、路面の凍結

に注意しましょう。

○積雪や凍結のため、路面状況が悪化し、交差点での追突事故やカーブでの正面衝突事故の危険性が高くなります。スピードダウンでゆとりを持った運転を心がけましょう。

●歩行者の皆さんへ

○冬道は、積雪のため道幅が狭くなるとともに交差点の見通しも悪くなるなど、運転者から歩行者が見えにくくなります。道路を横断

するときは、十分に安全を確かめましょう。

○この時期は、日没が一層早くなり、大変危険です。特に夜間の外出時には、ドライバーからよく見えるように、明るい色の服装を選ぶとともに、夜光反射材の着用を心がけましょう。



♪ピンときたら 110番♪

○指名手配犯人検挙にご協力を

本年11月に全国警察の総力を挙げて指名手配犯人の追跡捜査を行います。一人でも多くの指名手配犯人を検挙するためには、皆さんのご協力が是非とも

必要です。指名手配犯人に関する情報は、どんな些細なことでも警察に通報するようお願いします。

○捜査活動にご協力を

最近は、背景や動機が判然としない凶悪犯罪、金融機関・コンビニ等に対する強盗事件、暴力団や来日外国人等による組織的な窃盗事件等が多発しています。

犯人を検挙し事件を解決するためには、捜査に対する皆さんのご理解とご協力が欠かせません。

正しい119番通報とは

皆さんからの不審者、不審車両等の通報により、事件の解決を見た例がたくさんあります。事件に関する通報は、ためらわず、どんな些細なことでも、是非とも報をお願いいたします。

消防署



119番通報は
正確に!!

日』です。

正しい通報内容が、迅速的確な消防・救急救助活動へとつながります。

普段は冷静でも、火災や急病・事故などに遭遇した際、慌ててしまい正確に通報できなくなる場合が多く見られます。

尊い命を守るためにも『あなた』の『協力』が欠かせません。



女性消防団員による訪問を実施します

④状況を分かりやすく伝えている、出血が止まらない、など)

③名前(通報者)及び電話番号を伝える。

②住所や場所を正しく伝える。(○×アパートの△号室、◇□商店の隣など)

場合、旭川市消防本部通信指令室に一旦接続した後、美深消防署につながります。

美深消防署

TEL 2-11136

暮らしの お知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合先へご連絡ください。

生活

紙おむつ専用（炭化 ごみ）袋ができます

12月1日から、紙おむつ専用のゴミ袋（20リットル）の利用を開始します。

これまで、紙おむつについては炭化ごみの6リットル、12リットルの袋を利用いただいておりましたが、これまで、紙おむつについても、紙おむつ専用のゴミ袋（20リットル）を新たに製作することになりました。販売価格は10枚入り40円で、11月下旬からゴミ袋取扱店で販売します。なお、収集日は炭化ごみと同じ日になります。

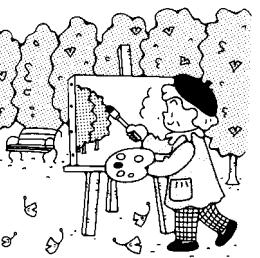
■問い合わせ先
役場住民課環境生活係
TEL 2・16111(内)122

募集

平成17年度の幼稚園 児を募集します

美深幼稚園では、次のとおり平成17年度の入園児を募集します。

■入園資格／平成11年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた幼児
■募集定員／4歳児80人、5歳児若干名
■修業年限／4歳児2年間、5歳児1年間
■入園手続き／入園願書に必要事項を記入して提出してください。（用紙は、美深幼稚園にあります）
■願書受付期間／11月1日から11月30日まで
■入園許可／平成17年3月31日までに許可書をお渡します。



文化の日
(11月3日)

■問い合わせ先／美深町立
美深幼稚園 TEL 2・1141
日予定

お願い

マンホールに物を捨てないでください

マンホールは、下水管の点検や汚水を流下させる大切な働きをします。マンホールには、砂石や枯葉などの各種ごみ・セメント・ペンキ・建設残土・油類などを、決して流さないようにしてください。

今年春には、油脂類の付着によるポンプ所のモーター停止があつたほか、10月中旬にもゴム製ベルト（約幅7cm×40cm）の巻き付きによる同様の停止事故も発生しています。併せて、台所や風呂場、トイレなどからつまりや事故を招くような物を絶対に流さないよう今一度心掛けくださいるよう願います。

■問い合わせ先
役場建設課上下水道室
TEL 2・16111(内)148、167

地域の福祉、みんなで参加 赤い羽根共同募金

運動期間 10月1日▶12月31日

赤い羽根共同募金に寄せられた寄付金は、地域の様々な福祉活動やボランティア活動の普及と振興のために、ハンディキャップを持つ方々の社会自立の支援などに役立てられます。皆様のご協力をお願いします。



<http://www.akaihane.hokkaido.jp>
HPで赤い羽根共同募金の内容がわかります

第4回 美深町住民自治社会福祉大会

日 時 11月13日(土) 午後1時～
会 場 文化会館COM100文化ホール
内 容

- 講演会
「住民自治の充実で地域福祉の増進を」
～どうなる年金・介護・医療～
講師：前東川町長 山田孝夫氏
(構造改革特別区域推進本部評議会委員)
- 映画会
「午後の遺言状」
'95日本アカデミー賞作品
主演：杉村春子、乙羽信子
監督：新藤兼人

主 催 美深町社会福祉協議会
美深町自治会連合会

予防接種

ポリオ生ワクチンの任意接種

昭和50年から52年生まれの人は、ポリオワクチンの接種率が低く、ウィルスに対する抗体が低いといわれています。

名寄市立総合病院では、昭和50年から52年生まれの方を対象に、ポリオ生ワクチンの任意接種を実施しますので、対象となる方は追加接種をされますようお知らせします。

■実施日／11月12日(金)
午後2時から

■接種場所／名寄市立総合

古宮ななみちゃん

H15.11.27生、第5
父・哲也さん 母・ひろみさん



○元気で明るい子になって！
…(父)。
○誰にでもやさしい女の子になつてね …(母)。

米澤さわらん

H15.12.15生、新生
父・良信さん 母・香織さん



○もうすぐ1才。誕生日までには歩けるかな？これからもプクプク育つね!! …(父・母)。

蘭ちゃん

H15.12.18生、第2
父・智之さん 母・義香さん



○思いやりのあるたくましい子になつてください
…(父・母)。

又村賦之ちゃん

H15.12.18生、第2
父・智之さん 母・義香さん



○夢をもつて、元気に育つてほしい …(父・母)。

金澤果鈴ちゃん

H15.12.18生、第5
父・正周さん 母・美紀さん

病院（救急外来）
料金／4,400円

■対象者／昭和50年から52年生まれの方

■申込み方法／電話予約
名寄市立総合病院医事課
TEL 0165433101

■転居により運転免許証に記載されている住所地が違う方はおりませんか

公安委員会では、運転免許証のうっかり失効を防止するため、免許証の更新予定者全員に対し、更新期間や更新手続きに必要な費用、持ち物などを記載した更新

手続き

年末調整説明会の開催

■日時／11月18日(木)
午前10時から
■場所／文化会館COM1
00小ホール

■問い合わせ先
名寄税務署法人課税部門
TEL 0165422496

■届出先・詳細
美深警察署 TEL 21110

連絡証を送付しています。
更新連絡証は、運転免許証に記載されている住所地宛に郵送されますので、転居の際には速やかに住所変更届をしてください。

説明会

介護保険に関する苦情や相談に応じています

介護保険の円滑な実施運営及び介護保険に関する町民からの苦情や相談について調査、審議する機関として「美深町介護保険運営協議会」が設置されています。

他に苦情等にかかる相談は次のところで受付をしています。

○介護サービス提供事業者

○居宅介護支援事業者

- ・美深地域訪問看護「きたいっしょ」
指定居宅介護支援事業所 TEL 2-1830
- ・美深町社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業所 TEL 2-1944
- ・株式会社馬場商店
居宅介護支援事業所あおぞら TEL 2-1771

○役場保健福祉課介護保険係

TEL 2-1611 (内124.125)

○北海道国民健康保険団体連合会

TEL(代表) 011-231-5161

お気軽にご相談ください

天塙川だより

剣淵町

名寄市

このコーナーは、和寒町以北、9市町村からの話題を随時掲載しています。

固定資産の異動の際には届出を

家屋の新築・増改築・取り壊し・用途変更を行った場合や、住宅用の敷地に変更があった場合は、翌年度の固定資産税が変わる場合がありますので、年内中に下記までご連絡ください。

連絡・問い合わせ先

役場財政課課税係 TEL2・1611(内線117)

10月の物価の動き

消費者モニター調 (単位:円)

品目	単位	本月価格			前月価格	変動	前年同月
		最低	最高	平均			
玉ねぎ	100g	14.0	17.1	16.0	17.4	-1.4	16.7
きゃべつ	100g	12.0	13.3	12.4	11.9	0.5	12.6
さんま	100g	50.6	69.0	59.1	74.0	-14.9	45.4
豚肉	肩肉100g	103.0	185.0	142.3	150.3	-8.1	120.5
砂糖	スズラン印 1kg詰	150.0	229.0	186.5	186.5	0.0	177.8
サラダ油	ポリ1.6ℓ	418.0	523.0	457.0	422.0	35.0	431.3
鶏卵	中玉10個	178.0	188.0	183.0	163.5	19.5	148.0
とうふ	1丁	78.0	92.0	86.5	93.8	-7.3	86.0
しょう油	キッコーマン 1.0ℓ	308.0	313.0	311.5	311.5	0.0	298.0
灯油	配達1ℓ	57.8	58.0	57.9	57.9	0.0	48.0
ガソリン	レギュラー1ℓ	119.7	120.0	119.9	119.9	0.0	105.0

注: 4月から総額表示方式が実施されているため、本月価格及び前月価格は消費税を含む価格、前年同月価格については消費税を含まない価格となっていますので、ご注意ください。

消費税の届出はお済ですか?

税

納税義務が免除される前々年(「基準期間」といいます)における消費税の対象となる収入(「課税売上高」といいます)の上限が3,000万円から1,000万円に引き下げられました。個人で事業をされている

方が、平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えると、平成17年は課税事業者となり、消費税の申告書を提出しなければなりません。(申告の必要な方を「課税事業者」といいます)その場合は、すみやかに「消費税課税事業者届出書」の提出が必要となりますので、提出もれのないように注意ください。

なお、消費税について詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署または税務署相談室にお尋ねください。相談室にお尋ねください。
問い合わせ先
○札幌国税局税務相談室 TEL011-261-7755
○名寄税務署 TEL01654-2157
※札幌国税局ホームページからも改正消費税の概要についてご覧になることができます。
<http://www.sapporonta.go.jp/1/kaiseisyouhizei/index.htm>

自衛隊生徒募集

- 受付期間／平成16年11月1日から平成17年1月11日まで
- 資 格／中卒(見込み) 17歳未満
- 試 験 日／平成17年1月15日(土)
- ※身分は自衛官です
- ※3年間で高校卒業資格が得られます
- ※中堅たる「曹」を育成するコースです

問い合わせ先

旭川地方連絡部名寄出張所
(名寄市西1条南9丁目)
TEL01654-2-3921

※志願受付票は役場総務課にも用意しています